

# 令和3年度 京都市立洛央小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 目的と基本理念

### 【目的】

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起りうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

### 【基本理念】

- ・全ての子どもが確かな規範意識を身に付け、いじめ防止等の当事者として、解決に向けた主体的、積極的な取組を行う。
- ・いじめ問題の解決にあたっては、子どもの心に寄り添った対応、背景を踏まえた対応を、迅速かつ的確に行う。
- ・相談体制の整備、必要な支援を行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### ア 構成（職名又は校務分掌）

校長	教頭	教務主任	生徒指導主任	養護教諭	教育相談主任	学年主任
生徒指導部担当教員	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー				

### イ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関する年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定・

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

### ウ 周知の方法と時期

保護者や地域には懇談会・HP・学校だより等で紹介する。

時期については年間計画に記載する。

### 3 基本的施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止

##### ア 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・「めあて」の確認と「振り返り」の充実。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫。
- ・新規採用教員を含む若手授業研究の実施。

##### イ 道徳教育の充実

- ・やわらかくいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるこことをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・情報モラルの資料による授業。

##### ウ 体験活動の充実

- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

##### エ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・児童会主催の「あいさつ運動」の実施
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動による学校行事・清掃活動・読書活動の充実。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。

##### オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・非行防止教室や薬物乱用防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・学級通信等での呼びかけの有効活用。
- ・12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガン等を作成する。
- ・異年齢集団のたてわり交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。

##### カ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・ホームページでの「学校いじめ防止基本方針」の発信。

##### キ その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。
- ・新規採用教員をはじめとする若手教員の学級経営・生徒指導研修の実施
- ・毎月一度のいじめ対策委員会（生徒指導部会）の実施

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ア 児童生徒に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。

#### (イ) 教育相談など

- ・アンケートに基づく相談活動の実施。
- ・教育相談週間設定と週間前の児童に対するアンケート実施による発見の強化。
- ・SCとの連携による教育相談。

### イ 相談体制の整備

- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

### ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

## (3) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・教職員の学級経営についての事例研修

## (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

## 4 いじめが起こったときの措置

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。  
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。
- ・SSWと連携した対応。

## 5 いじめ事案に対する組織的な対応の流れ

### 前提となる基本事項

#### 『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

#### 『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習環境の整備</li> <li>・道徳教育・人権教育の充実</li> <li>・児童生徒同士の絆づくり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業改善</li> <li>・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実</li> </ul> |
|---|---|

予防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
  - ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない  
観察



### 組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない  
対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

### 管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った  
指導

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないように、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心とし、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

### 「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
    - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
    - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## 6 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

### 学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

### 京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

## 7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施 や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会（1回） 職員会議「学校いじめ防止 基本方針」の共通理解	こころの日		入学式後の保護者説明 学校説明会 学級懇談会
5	いじめ対策委員会（1回） 学級経営方針の交流会	こころの日 縦割り活動の結団式		家庭訪問 学校運営協議会で紹介 ホームページで紹介
6	いじめ対策委員会（1回）	こころの日 非行防止教室（6年）予定	第1回いじめに関する アンケートの実施 教育相談週間	
7	いじめ対策委員会（1回） アンケート結果情報共有 年間の取組の見直し①	こころの日 ケータイ安全教室（5年） 予定		個人懇談会
8	いじめ対策委員会（1回） 「いじめ」に特化した研修会①	5年花脊山の家野外活動		
9	いじめ対策委員会（1回）	こころの日	学校評価 クラスマネジメント調査	
10	いじめ対策委員会（1回）	こころの日 6年修学旅行 スポーツフェスティバル		
11	いじめ対策委員会（1回） 「いじめ」に特化した研修会②	こころの日	第2回いじめに関する アンケートの実施	
12	いじめ対策委員会（1回） アンケート結果情報共有 年間の取組の見直し②	こころの日 人権集会	クラスマネジメント調査	個人懇談会

1	いじめ対策委員会（1回）	こころの日	教育相談週間	道徳・人権学習の授業参観、懇談会
2	いじめ対策委員会（2回）	こころの日	学校評価	新1年半日入学保護者説明
3	いじめ対策委員会(2回) 年間の取組の見直し③	こころの日		学級懇談会
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「年間の取組の見直し」（P D C Aサイクルの期間）</li> <li>・ 「いじめに関するアンケート」</li> <li>・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」</li> <li>・ 「校内研修」</li> <li>・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）</li> <li>・ 「個別面談」「教育相談」</li> </ul>				